

# 豊岡市「まちの救命ステーション」概要

## 1. 趣 旨

「まちの救命ステーション」は、市民や来訪者が、市内で不慮の事故や急病などにより、呼吸や脈の停止などの重篤な状態になった場合に、「まちの救命ステーション」として登録した近くの事業所のAED（自動体外式除細動器）を活用させていただくことにより、ひとりでも多くの人命を救助するための事業です。

## 2. 登録要件

まちの救命ステーションの登録要件は、次のとおりです。

- (1) AEDを設置し、適切に維持管理していること
- (2) 消防本部等が行う普通救命講習などのAED講習の受講者がいること
- (3) AEDは、営業時間中、必要なときに通りがかりの市民など誰でも使用することができるよう提供できること
- (4) AEDの設置場所等の情報を市広報、ホームページなどで公開することに同意できること

## 3. 登録の申請

「まちの救命ステーション」の趣旨に賛同し、登録を希望していただける事業所は、まちの救命ステーション登録申請書を健康増進課への提出が必要です。

## 4. 登録標章の交付

- (1) 登録申請後、要件に該当する場合には「まちの救命ステーション標章交付証」及び「まちの救命ステーション標章（ステッカー）」を交付します。
- (2) 標章は見えやすい場所に掲示し、まちの救命ステーションであることが分かるようにしておいてください。

## 5. 登録標章等の返納

要件を満たさなくなった場合には、交付証及び標章を返納してください。

企業が  
できる社会  
貢献にも  
なるし、  
イメージ  
アップに  
もなる  
よ！

